

ご挨拶

センター長 大鷹幸一郎

平成 16 年 4 月から大学が独立行政法人化された。これに伴ってこれまでの人事院規則に代わって労働安全衛生法（安衛法）の適用を受けることとなった。労働基準監督署の指導の対象となり、大学に安全衛生面の不備がある場合には、たとえ労働災害をおこさなくても是正勧告および使用停止命令さらには罰則の適用もありうる状況となった。

事業者は安全衛生措置義務と民法上の安全衛生配慮義務を負っており、措置または配慮が足りなかったために万一災害が発生したときは、刑法上（過失致死傷罪）の罰とともに安衛法上の違反行為（安全衛生措置義務違反）、民法上の不法行為（安全衛生配慮義務違反）として、その責任を問われる。

この事業者とは、安衛法で「事業を行う者で、労働者を使用する者」と定義されている。大学では、ケースによっては各研究室を一つの事業所と解釈することもでき、その場合には教員が事業者となる。したがって教員個人が罰せられることもありうる。

安衛法の第 1 条には「この法律は労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする」と記されている。責任体制の明確化と自主的活動、快適な職場環境の形成というのがキーワードである。

責任体制の明確化に関しては、企業と違ってトップダウン的の伝達が難しい大学にとって、実効性のある管理体制が確立できるかどうかのポイントとなる。あいまいな体制ではなにも改善されない。安衛法を遵守し、さらに自主的活動を促進するための人的配置と施設設備の整備が必要である。

このような状況に対応するため、工学研究科では法人化にあわせ本年 4 月に附属環境安全衛生センターを立ちあげた。人的には 6 月からスタッフとして加わっていただいた中川浩行講師と、4 月のセンター発足時からのスタッフであるセンター長の私、技術専門職員の中川俊幸氏、非常勤職員の岡田弘子さんの 4 人を確保していただいた。まだ充分とはいえないが、この人的資源とともに工学研究科の運営費交付金から 550 万円の 16 年度予算をいただき、財政面でのサポートも受けている。

大学研究者にとって一番重要なことは、安衛法の規制下に入ることで研究活動が阻害されてはならないということである。大学の教育ならびに研究のアクティビティーを低下させることは断じて許されない。むしろ、健康の保持増進を目標とする安衛法の遵守を、研究活動にとってプラスにしなければならない。安衛法のもとに快適な研究環境を築くことがこのセンターの使命であると考えている。

学生を労働者と考えるかどうかという議論がある。もちろん法的には労働者ではない（労働基準法第 9 条によると、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業または事業所に使用される者で賃金を支払われる者をいう）。しかしながら、工学研究科で研究に従事している学生諸君を安衛法の対象からはずしてよいものだろうか。法律の精神からすれば、賃金をもらっていないがゆえに、彼らはより安全・衛生について守られなければならないのではないか。

自主的活動という安衛法第 1 条の二つ目のキーワードを実現するには、安全衛生に対する教職員および学生の意識改革が必要である。単に法律で定める労働災害防止のための最

低基準を守るだけでなく、自主的に危険を予知し、対策を立て、実行する自主安全衛生管理体制を構築しなければならない。

現在大学の労働安全対策は企業に比べ 20 年以上も遅れているといわれている。安衛法には罰則を伴う規定もあるが、たいへんなことになったと考えるよりも、安全衛生の意識を高め、教職員ならびに学生の健康を守ることを考えるよい機会を得たと、積極的な解釈をすべきである。企業並みの安全衛生管理を目指すにとどまらず、企業をリードし、モデルとなるような管理体制づくりへの取り組みが必要である。そのために工学研究科構成員の皆様方の絶大なるご支援とご協力をお願いしたい。